

議案第 55 号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____ _____
損害賠償の額	7, 200, 000 円
事件の概要	別紙

(別 紙)

・ 事件の概要

平成 30 年 12 月 5 日午後 3 時頃、慢性硬膜下血腫手術時に尖頭器（頭蓋骨に穴をあける機器）が頭蓋骨を貫通し脳損傷をきたしたことが原因で、術後失語症と右片麻痺が発生した。入院前の日常生活動作は食事、トイレ、入浴、衣服の着脱、移動全て自立しており、会話等も特に問題なくできていたが、事故後は左前頭葉に脳挫傷があり、右片麻痺と失語症の後遺症が発生したことにより、一人での外出が不可能な状態となり、食事や衣服の着脱等も家族の介助が必要で、会話での意思疎通も困難な状態である。今後も継続的リハビリ通院が必要であり、今回発生した事故について損害賠償を求められた。